

ウィークリースタンス実施要領

1. 趣旨

公共工事の品質確保の促進に関する法律が改正され、現在及び将来の公共工事の品質を確保するための中長期的な担い手の育成・確保が、受発注者共通の責務となっている。

ウィークリースタンスは、受発注者で1週間のルール(スタンス)を目標として定め、計画的に業務を履行することで、設計業務等の品質確保につなげるとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進など、担い手の育成及び確保を目的とする。

この要領は、徳島県県土整備部及び各総合県民局県土整備部が発注する委託業務において、ウィークリースタンスを実施するに当たり、必要な事項を定めたものである。

2. 対象業務

- ・設計業務、その他内業を主とする委託業務
 - ・測量業務及び地質調査業務の一部(試行業務)
- ただし、いずれも災害関連業務を除く。

3. 実施内容

実施内容は次のとおりとし、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

- ① ウェンズデー・ホーム … 水曜日は定時の帰宅を心がける。
- ② マンデー・ノーピリオド … 月曜日(連休明け)を依頼の期限日としない。
- ③ フライデー・ノーリクエスト … 金曜日(連休前)に依頼をしない。

(1) 設計業務、その他内業を主とする委託業務

- ・①は、必須項目として取り組む。
- ・②、③は選択項目として、受発注者の協議により実施を決定する。ただし、どちらか一方は、必ず取り組まなければならない。
- ・①から③以外の内容を追加して取り組む場合は、受発注者の協議により決定する。
例) ○時以降に打合せをしない、金曜日でも定時の帰宅に心がけるなど

(2) 測量業務及び地質調査業務の一部(試行業務)

- ・受発注者の協議により①から③の中から1項目以上を選択し実施する。
- ・①から③以外の内容を追加して取り組む場合は、受発注者の協議により決定する。
例) ○時以降に打合せをしない、金曜日でも定時の帰宅に心がけるなど

4. ウィークリースタンスの進め方

- (1) 初回打合せ時に、本取り組みの目的及び内容を説明し、実施内容を決定する。
- (2) 決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- (3) 中間打合せ等を利用し、受発注者間で取り組みのフォローアップ等を行う。
- (4) 受注者は、発注者からの指示があった場合、ウィークリースタンスの取り組み結果(効果・改善点等)について、別に定めるアンケートにより回答し、成果物納入時に発注者に提出する。

5. 適用

本要領は、平成30年5月1日以降の入札公告案件から適用する。